

「薬局等での一般検査」「ワクチン・検査パッケージ」の新型コロナウイルス検査場所・申込方法等について

飲食、イベント、旅行等の活動の際、ワクチン接種証明や陰性の検査結果の確認が必要となる場合や、感染拡大傾向がみられる状況において、感染不安を感じる無症状者を対象に、抗原定性検査等が無料で受けられる取組です。

検査を受けられる条件

A ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 (以下、「定着促進事業」という。)

次の①～②の条件を「全て満たす方」が対象となります。

- ① イベント会社、飲食店、旅行会社、宿泊会社等から陰性証明を求められている。(※1)
 - ② 無料検査を受ける時点で、**無症状**である。(発熱、味覚症状等の症状が出ていない)
※症状のある方は医療機関を受診してください。
- ※1…ワクチン・検査パッケージ制度等に登録していない会社等からの求めも、対象となります。
※県外からイベント等に参加される方も対象となりますが、移動前に検査を受けることが推奨されます。

B 感染拡大傾向時の一般検査事業 (以下、「一般検査事業」という。)

無症状で、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる**徳島県内在住の方**が対象となります。

- ※症状のある方は医療機関を受診してください。
※ワクチン接種済・未接種を問いません。
※県外在住の方は対象外となります。

検査の実施期間

定着促進事業

令和3年 12月23日(木)～令和4年 3月31日(木)まで

一般検査事業 (今後の感染状況に応じ変更する可能性があります。)

令和4年 1月5日(水)～令和4年 2月28日(月)まで

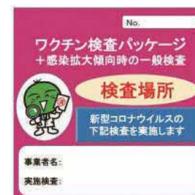
検査を受けられる場所

県に登録した、医療機関、衛生検査所等、薬局、登録事業所等で検査が受けられます。
登録した検査事業所は事務局ホームページに掲載しています。
ホームページがご覧になれない方は事務局(☎088-602-0031)にお問い合わせください。

検査事業所
一覧



このステッカー
が目印です!



検査方法

次の(1)、(2)のいずれかを選択できます。(検査場所により実施できる検査が異なります)
なお、PCR検査等は結果が出るまで通常数日かかるため、**お急ぎの場合は抗原定性検査をご利用ください。**

(1) 抗原定性検査

検体採取後、15分から30分程度で結果が判定できます。
判定後、その場で検査結果通知書を発行します。
検査結果の有効期限は、「**検体採取日+1日**」です。

(2) PCR検査等 (LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。)

検体採取後、通常、数日で結果判定されます。(日数は検査場所により異なりますので、事前にご確認ください。)
検査機関から後日、検査結果がメールや郵送等で通知されます。
検査の有効期限は、「**検体採取日+3日**」です。

検査の申込方法

次の(1)、(2)を受付時に提出等してください。

(1) 申込書

検査場所配布しておりますが、事務局HP掲載の申込書に記入して持参することも可能です。

(2) 身分証明書

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書、健康保険証、学生証等



注意点

(1) 検査結果が「陽性」だった場合

- 必ず医療機関(かかりつけ医または診療・検査協力医療機関)を受診してください。
 - 移動の際は、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けてください。
- ※かかりつけ医がない、相談できる医療機関がない場合は「**受診・相談センター**」(TEL 0570-200-218)にご連絡ください。

診療・検査協力医療機関



(2) 検査結果が「陰性」だった場合

- 陰性の場合でも、新型コロナウイルスに感染している可能性が否定されたわけではないことに留意してください。
- 「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「3密の回避」など、基本的な感染防止を続けてください。

事業者(検査を実施したい者)は、実施事業者募集のページをご覧ください

ワクチン・検査パッケージ等検査促進事業
実施事業者の募集について



◆事業者の申請方法

1 医療機関、衛生検査所等、薬局

(1) 「実施事業者の募集について」に掲載の書類を、事務局に提出

2 ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者(自ら検査を実施したい場合)

- (1) 事業者の種類により、下記の登録が必要
- イベント会社、飲食店等は「ワクチン・検査パッケージ(VTP)制度」を適用する旨の県への登録
 - 旅行者や宿泊業者は観光庁への登録
- ※詳細は、「ワクチン・検査パッケージ(VTP)制度」の具体的な内容について(徳島県HP)をご覧ください。
- (2) 上記登録後に、「実施事業者の募集について」に掲載の書類を、事務局に提出

3 その他事業者等(自ら検査を実施せず、医療機関、衛生検査所等、薬局の陰性証明を利用)

検査を実施しないため、当事業の登録は不要です。
※ただし、感染拡大時の規制緩和(人数制限等の緩和)を適用したい場合は、2.(1)の登録が必要。

ご不明な点があれば事務局までお問い合わせください

徳島県ワクチン・検査パッケージ等
検査促進事業事務局

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目55番地 自治会館3階
[FAX] 088-623-5254 [Mail] tokushima.kensamuryo@gmail.com

一般の方



TEL 088-602-0031

事業者



TEL 088-602-0032